



神奈川労働局発表
令和2年8月11日

【照会先】

神奈川労働局職業安定部職業安定課
課長 松田 誠二
課長補佐 中島 章博
電話：045-650-2800

報道関係者 各位

「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置しました

神奈川労働局と神奈川県は、官民が協働して、県内の就職氷河期世代の方々に対する支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策をとりまとめ、進捗管理等を統括するため、県内の労働団体や経済団体、地方自治体、関係機関等を構成員とした「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置しました。

記

1. 役割

- 県内全体で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む気運の醸成を図ること
- 支援の実効性を高めるため、官民協働のスキームによる支援の実施
- 支援策について、支援を必要とする一人ひとりにつながる戦略的な広報の展開

2. かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

3. 「令和2年度第1回かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議」について

【開催】 令和2年7月31日（金）書面開催

【議題】

「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領（案）」について

【配布資料】

- ・「令和2年度第1回かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議」次第
- ・資料1 「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領」（案）
- ・資料2 就職氷河期世代活躍支援について
- ・資料3 かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの概要について
- ・資料4 就職氷河期世代活躍支援に関わる現状の主な取組等（神奈川労働局）

（神奈川県同時発表）

問合せ先 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 電話 045-210-5730

かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」における基本的考え方等を踏まえ、県内の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「かながわPF」という。）」を設置する。

2 構成員

別紙1「かながわPF構成員（機関・団体名）」のとおりとする。
なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

① 神奈川県労働局

- ・かながわPFとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

② 神奈川県（産業労働局）

- ・かながわPFとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・福祉と就労をつなぐ管内市町村のプラットフォーム（以下「市町村PF」という。）との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

③ 神奈川県（福祉子どもみらい局）

- ・市町村PFとの連絡調整
- ・市町村PFと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④ 町村会、横浜市・川崎市・相模原市

- ・各種支援策の周知広報
- ・かながわPFとりまとめ事務局への政策提案

⑤ 就労支援機関

(ハローワーク、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部)

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ かながわPFとりまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知広報

⑥ 地方関係機関

(関東経済産業局、関東運輸局、関東地方整備局、関東農政局)

- ・ 関係業界、団体への協力要請

(2) 労働団体、経済団体、報道機関等

- ・ 企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会、面接会の開催や、職場実習、体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ かながわPFとりまとめ事務局への政策提案

4 かながわPFにおける取組事項

かながわPFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

神奈川県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働く者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者(ひきこもり等)

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者
- (3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定
- ① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、K P I を可能な限り定量的に設定する。
 - ② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。
 - ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。
なお、詳細については、厚生労働省から示された参考値を踏まえて策定することにする。
- (4) 市町村 P F との連携
- 神奈川県は、市町村 P F の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。
- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
 - ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
 - ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応するとともに、市町村 P F の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

- (1) かながわ P F の開催は、原則として年 1 回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (2) かながわ P F に座長を置き、神奈川労働局職業安定部長をもって充てる。
なお、座長は会務の議事を運営する。

6 秘密の保持

かながわ P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 2 年 8 月 11 日から施行する。

構成員（機関・団体名）	
経済団体	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
	一般社団法人神奈川県経営者協会
	一般社団法人神奈川経済同友会
	神奈川県商工会連合会
	神奈川県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
支援機関	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
報道機関	株式会社神奈川新聞社
	株式会社テレビ神奈川
市町村	神奈川県町村会
	横浜市政策局
	横浜市経済局
	横浜市こども青少年局
	川崎市経済労働局
	川崎市健康福祉局
	相模原市環境経済局
	相模原市健康福祉局
国・県	関東農政局 神奈川県拠点
	関東経済産業局
	関東地方整備局
	関東運輸局
	神奈川県福祉子どもみらい局
	神奈川県産業労働局
	神奈川労働局

「令和2年度第1回かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議」次第
(書面開催)

令和2年7月31日(金)

1. 議題

(1) かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領(案)について

(2) その他

(添付資料)

資料1 「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領」(案)

資料2 就職氷河期世代活躍支援について

資料3 かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの概要について

資料4 就職氷河期世代活躍支援に関わる現状主な取組

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2019」における基本的考え方等を踏まえ、県内の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「かながわPF」という。）」を設置する。

2 構成員

別紙1「かながわPF構成員（機関・団体名）」のとおりとする。
なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

① 神奈川県労働局

- ・かながわPFとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

② 神奈川県（産業労働局）

- ・かながわPFとりまとめ事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理
- ・福祉と就労をつなぐ管内市町村のプラットフォーム（以下「市町村PF」という。）との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

③ 神奈川県（福祉子どもみらい局）

- ・市町村PFとの連絡調整
- ・市町村PFと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④ 町村会、横浜市・川崎市・相模原市

- ・各種支援策の周知広報
- ・かながわPFとりまとめ事務局への政策提案

⑤ 就労支援機関

(ハローワーク、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部)

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ かながわPFとりまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知広報

⑥ 地方関係機関

(関東経済産業局、関東運輸局、関東地方整備局、関東農政局)

- ・ 関係業界、団体への協力要請

(2) 労働団体、経済団体、報道機関等

- ・ 企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会、面接会の開催や、職場実習、体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ かながわPFとりまとめ事務局への政策提案

4 かながわPFにおける取組事項

かながわPFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

神奈川県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働く者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

- ① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、K P I を可能な限り定量的に設定する。
- ② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。
なお、詳細については、厚生労働省から示された参考値を踏まえて策定することにする。

(4) 市町村 P F との連携

神奈川県は、市町村 P F の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応するとともに、市町村 P F の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

- (1) かながわ P F の開催は、原則として年 1 回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (2) かながわ P F に座長を置き、神奈川労働局職業安定部長をもって充てる。
なお、座長は会務の議事を運営する。

6 秘密の保持

かながわ P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 2 年●月●日から施行する。

構成員（機関・団体名）	
経済団体	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
	一般社団法人神奈川県経営者協会
	一般社団法人神奈川経済同友会
	神奈川県商工会連合会
	神奈川県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
支援機関	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
報道機関	株式会社神奈川新聞社
	株式会社テレビ神奈川
市町村	神奈川県町村会
	横浜市政策局
	横浜市経済局
	横浜市こども青少年局
	川崎市経済労働局
	川崎市健康福祉局
	相模原市環境経済局
	相模原市健康福祉局
国・県	関東農政局 神奈川県拠点
	関東経済産業局
	関東地方整備局
	関東運輸局
	神奈川県福祉子どもみらい局
	神奈川県産業労働局
	神奈川労働局

(資料2)

就職氷河期世代活躍支援について

令和2年7月

かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

- 就職氷河期世代（※）の方々への支援として、**政府でとりまとめた3年間の集中プログラムに沿って**、厚生労働省においては、「**厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン**」に基づき、**各種施策を積極的に展開**していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組地域ごとの成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現

※ 概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2020年4月現在、大卒で概ね38～49歳、高卒で概ね34歳～45歳に至る。

I 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

II 主な取組の方向性

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

(参考) 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン (令和元年5月29日2040年を展望した社会保障・働き方改革本部決定) (抄)

1. 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

(1) 都道府県レベルのプラットフォームを活用した社会機運の醸成【新規】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテクセンター、経済団体、(人手不足)業界団体、金融機関等からなる、各界一体となって就職氷河期世代の活躍の促進を図る都道府県レベルのプラットフォームを構築し、

- ・都道府県ごとの事業実施計画・KPIの設定・進捗管理
- ・就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- ・行政支援策等の周知
- ・経済団体から参加企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等への積極的参加の呼びかけ等の取組を実施する。

(2) 福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォームの整備による就職・社会参加の実現【新規】

自立相談支援機関、地域若者サポートステーション(サポステ)、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等からなる市町村レベルのプラットフォームを整備し、

- ・地域支援協議会の運営
 - ・地域資源やニーズの把握
 - ・関係機関の相互リファーによる対象者の適切な支援への誘導
- 等により、福祉と就職を切れ目なくつなぎ、支援対象者の就職・社会参加を実現する。その際、職場見学、職場実習等の円滑な実施に向けた中小企業等の協力が得られるよう、配慮する。

2. 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報【新規】

(中略) 御本人や、その御家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということの効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた戦略的な広報を展開する。

3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

就職氷河期世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等がいるが、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様である。このことを前提に、上記2の広報活動等により活用可能な支援メニューを発信し、1(2)のプラットフォームの下で、課題・支援ニーズの的確な見立てや、ふさわしいプログラムに誘導するアウトリーチ型の支援体制を整備した上で、以下の支援プログラムを効果的、きめ細かく組み合わせ、展開を図る。

- ・【安定就職に向けた支援プログラム(不安定な就労状態にある方などの活用を想定)】
- ・【就職実現に向けた基盤整備に資するプログラム(長期にわたり無業の状態にある方などの活用を想定)】
- ・【社会参加実現に向けたプログラム】

(参考) 就職氷河期世代支援に関する行動計画2019

(令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定) (抄)

I はじめに

3. 基本的考え方 (一部抜粋)

○ 本行動計画は、基本的に政府の取組を内容としているが、就職氷河期世代支援は、政府の取組のみで成し遂げられる性格のものではなく、地方自治体や関係支援団体はもとより、産業界の協力がなくては所期の目的を達することが困難である。したがって、政府以外の取組についても言及し、それぞれの立場からの協力を求めている。本行動計画によって示される施策の全容が関係者の理解を深める一助となること、さらには、全国及び地方のプラットフォームの場を通じて一層の理解の深化が進むことを期待する。

○ この点について、今一度取組の原点に立ち返ると、支援プログラムでは、「現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す」こととされている。

すなわち、就職氷河期世代の中には、長期にわたる不安定就労や無業状態、職場での傷つき等の経験から、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられる。それぞれの方々の当面の目標は、そもそも働くことや社会参加など多様であり、それらの方々が生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。このため、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。その際には、これまで以上に、一人一人が置かれている「いま」の状況、様々な悩みやニーズを受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要がある。

全国及び地方のプラットフォームの推進に当たっては、以上のような考え方を、関係者間で共有することが不可欠である。

○ 支援プログラムは、今後3年間を集中的に取り組むべき期間と定めているが、他方で、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、息長く支援していく必要がある場合も十分に想定される。今後、全国及び地方のプラットフォームを通じて、社会全体の気運醸成や好事例の横展開を図りつつ、地方自治体や関係支援団体、当事者団体、さらには労使双方の産業界を含め、最前線で取り組む職員・相談員一人一人まで、思いを一つにして就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう継続的な取組を推進する。

II 具体的な施策

1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進

(1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用

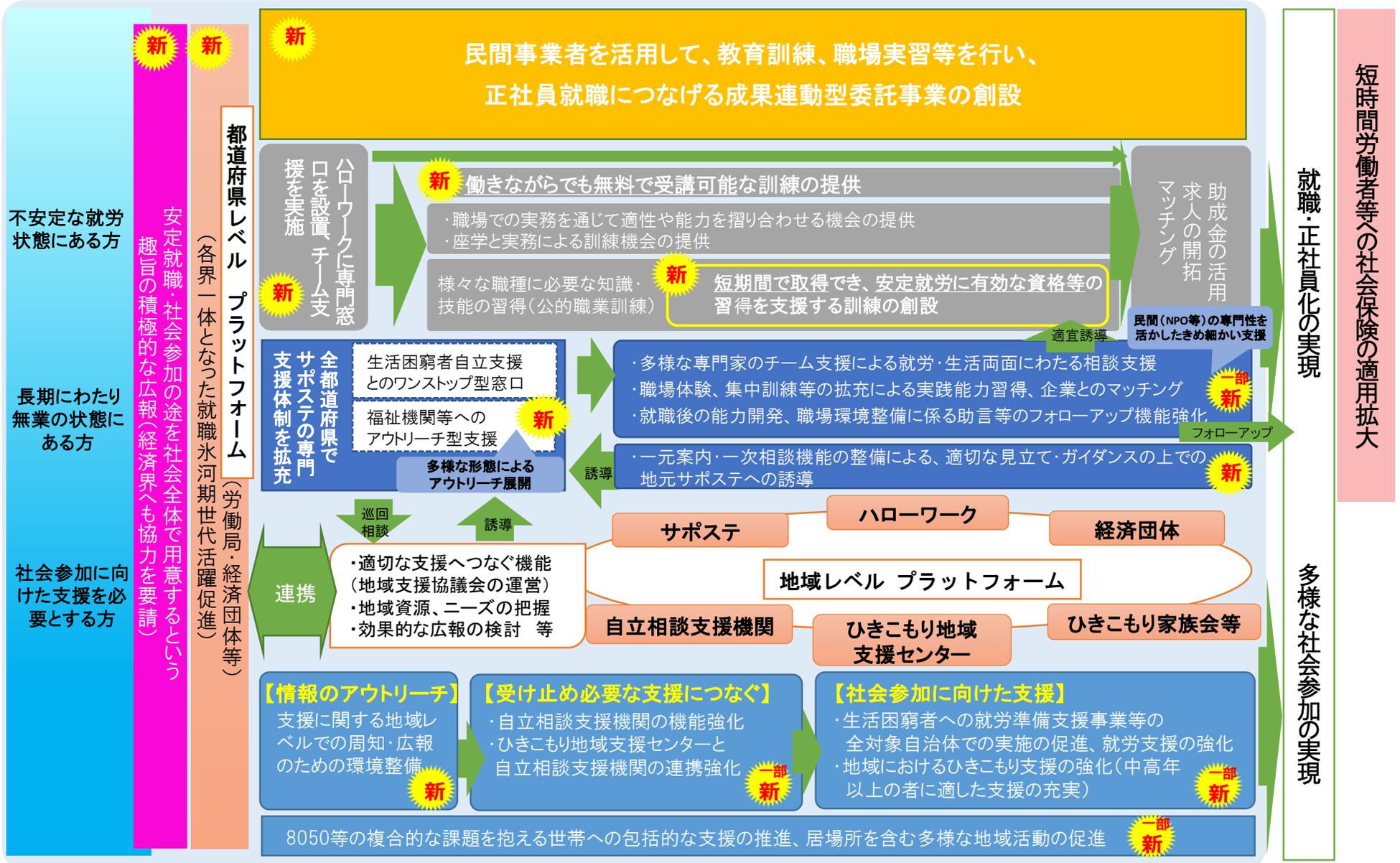
② 都道府県・市町村プラットフォームの開催

○ 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、地方のプラットフォームの開催により、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」を設置する。あわせて、福祉と就労をつなぐ市町村のプラットフォームを整備し、支援対象者の就職・社会参加を実現する。こうした取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする者を、都道府県労働局に新たに配置する。

これら地方のプラットフォームについて、令和2年4月以降、先行して取組を進めている4か所(大阪、愛知、福岡、熊本)に加えて、年度明け早々に、10か所程度での取組を開始するとともに、来年度中に、全都道府県における取組を開始することを目指す。地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者やそのご家族の声を聞きながら、取組を促進していくことが不可欠である。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）



1. 基本的な考え方

- 市町村レベルでは、個別ケースの具体的な支援プランの作成のために関係者が集う会議体（支援調整会議）等が開催されており、こうした**既存の会議体等を十分に活用**する。

※ 既存の会議体等の在り方は各自治体で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とする事や、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない自体を招く恐れがあることに留意。ただし、自治体における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。

※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。

- 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。

① **既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関して情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと**

② **上記機能を高めるため、都道府県プラットフォームに対し、都道府県プラットフォームがつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること**

2.実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク（※）が構築できるようにプラットフォームを運営すること（令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」参照）。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。

（※）各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- ・ 自立相談支援機関、就労準備支援機関
- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 経済団体、地元の中小企業
- ・ ひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり家族会、当事者会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 保健所・保健センター
- ・ 地域の広報媒体

(2) 実施方法について

- 市町村プラットフォームの運営手法については指定しないこととするが、必ずしも全ての主体を集めて会議する必要はなく、各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県プラットフォームとの連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局（担当部局）を定めること。
- 運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議等）において築かれたネットワークを活用して差し支えないこと。
 - ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。
 - ※ 圏域としては市レベルを基本とし、町村については既存会議体の在り方を踏まえて柔軟に対応すること。

(3) 都道府県プラットフォームとの連携について

- 市町村プラットフォームの事務局は、都道府県プラットフォームを主催する労働局の担当者及び市町村事業を統括する都道府県福祉部局の担当者と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

かながわ就職氷河期世代活躍支援 プラットフォームの概要について

令和2年7月

かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの概要について

プラットフォーム設置の趣旨

就職氷河期世代への就職支援として、令和元年6月21日に政府によって「就職氷河期世代支援プログラム（3年間の集中支援プログラム）」がとりまとめられた。

このことにより厚生労働省のほか関係府省庁においては、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019（令和元年12月23日関係府省庁会議決定）」に基づき、就職氷河期世代への支援のため、各種施策を積極的に展開することとしている。

当該施策を効果的に推進するためには、地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組が重要であり効果的である。

このため、神奈川県内の関係機関で構成する「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、県内における就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括することとする。

就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの概要

名 称	かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
実施期間	PF設置要領施行日～令和5年3月31日
構成機関	「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員 一覧」（別表）による ※ 必要に応じて、構成員以外の他の関係機関等の参画を求めることとする。

主な取組事項

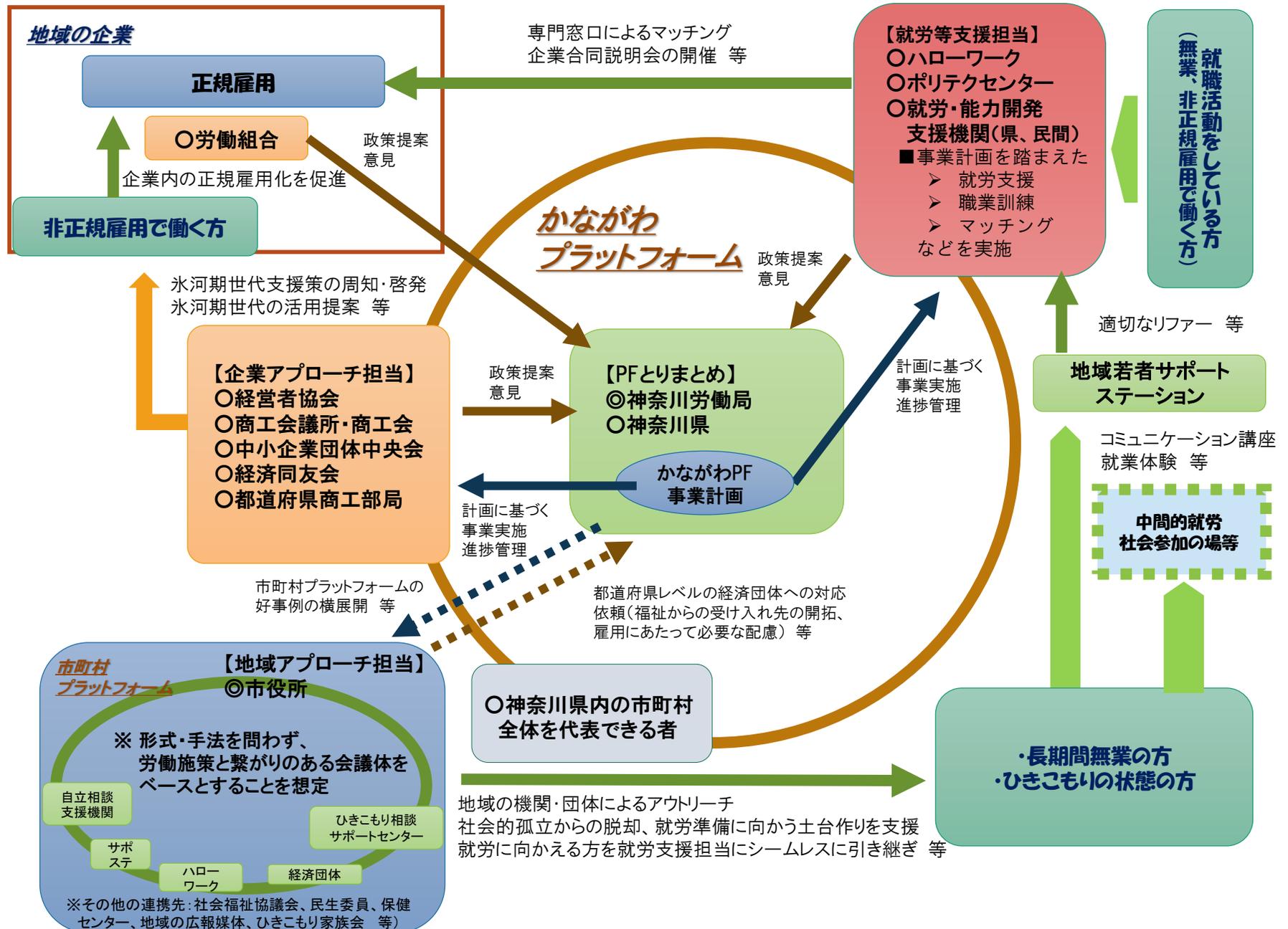
- ① 支援対象者の把握
(対象者) ・ 不安定な就労状態にある者
・ 長期にわたり無業の状態にある者
・ 社会参加に向けた支援を必要とする者(ひきこもり等)
- ② 目標及びK P Iの設定並びに事業実施計画の策定、進捗管理
- ③ 気運の醸成及び各種支援策の周知、広報
- ④ 市町村プラットフォームとの連携

第1回会議後の今年度のスケジュール案

第2回会議

- ・ 時 期：令和2年度第2四半期中の開催を予定
- ・ 議 題：K P Iの設定及び事業実施計画の策定 等

かながわ氷河期世代活躍支援プラットフォームによる支援のイメージ図



かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議 令和2年度スケジュール

- 令和2年度 第1回プラットフォーム会議（令和2年7月）
議題／設置要領（構成員）の策定
- 令和2年度 第2回プラットフォーム会議（令和2年7月～第2四半期）
議題／事業実施計画（目標、KPIの設定ほか）を策定

～2月	3月	4～6月	7～9月	10月～
<p>労働局から都道府県にプラットフォーム設置について協力依頼</p>	<p>※ 本省から設置要領を通知。また計画の考え方を提示</p>	<p>第一回都道府県プラットフォーム会合の開催</p>	<p>第二回都道府県プラットフォーム会合の開催、計画の策定</p>	<p>必要に応じて随時、都道府県プラットフォーム会合の開催</p>

(資料4)

就職氷河期世代活躍支援に関わる 現状の主な取組

令和2年7月

かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

神奈川県労働局 資料

◎ 専門窓口の設置（令和2年3月30日～）

就職氷河期世代専門窓口

【設置箇所】

横浜わかものハローワーク（横浜わかものハローワークプラス）
ハローワーク相模原 相模大野職業相談コーナー（35歳からの就職応援コーナー）

【支援対象者】

就職氷河期世代（概ね35歳以上54歳）の方で、就職を希望し、以下のいずれかの要件に該当する方

- ・ 臨時・短期的な就業を繰り返す不安定就労の期間が長い方
- ・ 非正規雇用の就業経験が多い方や、就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が少ない方

【主な支援内容】

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 職業相談、職業紹介
- ・ 適性検査等を利用した自己理解支援
- ・ 応募書類の作成支援
- ・ 面接トレーニング
- ・ ハロートレーニングへのあっせん
- ・ 各種セミナー等の実施

◎ 就職氷河期世代の雇用機会拡大に向けた事業所支援

就職氷河期世代を対象とした求人の確保（令和元年8月～）

ハローワーク及び地方版ハローワーク（無料職業紹介事業を行う地方公共団体）での就職氷河期世代限定求人の申し込みを可能とした。

（労働施策総合推進法の年齢制限禁止の例外事由に該当する）

就職氷河期世代の雇用に資する各種助成金による事業所支援

【特定求職者用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）】（令和2年度～）

就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分にキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を正規雇用労働者（短期間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して助成

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）】

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に対して助成

【キャリアアップ助成金（正社員化コース 等）】

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成 等

◎ 職業能力開発機会の確保

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)とは

「未経験の仕事にチャレンジしたいがスキルが足りない」「ブランクが長くて心配」「アルバイトの経験しかなく不安」「資格を取って就職につなげたい」といった、現在のスキル・知識では就職に不安のある方に対し、必要な知識・技能を身につけてもらい、早期就職を実現させることを目的とする。

主に雇用保険を受給している方にむけた「公共職業訓練」と、主に雇用保険を受給していない方に向けた「求職者支援訓練」からなる。

求職者支援制度とは

雇用保険を受給できない求職者の方に対し、無料の職業訓練の受講と併せて、ハローワークによるきめ細やかな就職支援を実施する制度で、収入や資産等、一定の要件を満たす場合に、職業訓練の受講を容易にするための職業訓練受講給付金を利用できる。

・ 求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和（令和2年度～）

訓練期間の下限緩和(3か月→2か月)

実践コースにおいて就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を2か月以上で設定できるように改正。

【要件緩和のねらい】

- ・ 訓練受講者にとって受講しやすい。訓練実施施設も設定しやすい。
- ・ 受講後の早期の就労につなげる。

訓練時間の下限緩和(1か月あたり100時間以上→80時間以上)

雇用保険被保険者とならない非正規雇用の在職者や育児・介護中の者に配慮し、1日あたり3時間以上6時間以下、1か月あたり80時間以上での訓練設定を可能に。

【要件緩和のねらい】

- ・ 働きながら、育児・介護をしながら訓練を受講できるようにする。
- ・ 比較的時間に余裕のあるカリキュラム構成とし、じっくりとスキルアップをしたいと考える層の受講を促す。

◎就職氷河期世代に資する委託事業

・地域若者サポートステーション事業

支援対象者の拡大（～39歳→～49歳）（令和2年度～）

県内すべてのサポートステーションにおいて支援対象者を49歳までに拡大し、就職氷河期世代の支援体制を整備する。

【サポステ相談支援事業（主なもの）】

- ・ 職業的自立に向けての専門的相談の支援
- ・ IT技術（スカイプ等）を活用した相談環境を整備
- ・ 人材不足業種、職種等における職場体験プログラムの実施
- ・ 就職した者への定着・ステップアップ相談の実施

福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張相談）の実施

自治体・福祉機関等（生活困窮者自立支援窓口、福祉事務所、ひきこもり支援センターなどを想定）に出張相談を実施し、就職氷河期世代の無業者を把握し働きかけを行う。

- ・ アウトリーチ型支援を実施するための相談員を各サポステに配置
- ・ 地域レベルのプラットフォームへも参加

・不安定就労者再チャレンジ支援事業（令和2年度～）調整中

民間の創意工夫を活かした成果連動型委託事業

不安定就労者の多い地域において、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職業紹介及び職場定着支援など、民間の創意工夫を活かした就職支援を総合的に行う。

〈支援の基本的構成 ①～③の流れ〉

- ① 就職に向けた準備の為に効果的支援を行う「標準プログラム」
- ② 就職あっせん、標準プログラムの支援効果を評価する「評価期間」
- ③ 就職後、最大1年に亘る「職場定着支援」

☆ 委託費は「標準プログラム」受講者数、「期間の定めのない」雇用による6か月後の職場定着状況、1年後の職場定着状況の成果に連動

生活保護受給者等就労自立促進事業(概要)

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図ることを目的に平成25年度から生活保護受給者等種別就労自立促進事業を実施。

平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進。

